

にいがたBIZ EXPO開催事務局 行 FAX:025-282-1784 E-mail:info@niigata-bizexpo.jp

出展要項の内容を了承し、下記のとおり出展申込みをいたします。

**WEBからも
申込受付ができます!**



にいがたBIZ EXPO

検索



【出展者情報】 ※太枠の中に必要事項をご記入ください。

申込日 2018 年 月 日

企業・団体名	フリガナ		
代表者	役職名	氏名 フリガナ	
所在地	〒		
	TEL () ()	FAX () ()	
	業種 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> 建設・不動産 <input type="checkbox"/> 商社・卸売・小売 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> IT・情報通信 <input type="checkbox"/> エネルギー・環境 <input type="checkbox"/> 医療・福祉・健康 <input type="checkbox"/> 官公庁・教育機関・その他		
HPアドレス	http://		
出展担当者名	所属部署名	役職名	氏名 フリガナ
担当者連絡先	〒		
	TEL () ()	FAX () ()	
	E-mail @		

【出展小間料金】 出展希望小間に☑をつけ(1つのみ)、出展小間数、料金をご記入ください。

料金の種類	出展小間数	料金(税込)	出展料合計金額
<input type="checkbox"/> 3m×3m 小間料金(面積 9.0m ²)	小間 ×	86,400 円 =	円
<input type="checkbox"/> 2m×2m 小間料金(面積 4.0m ²)	小間 ×	54,000 円 =	円
<input type="checkbox"/> フリー小間 4小間以上～	小間 ×	開催事務局よりご連絡します	

商談会優先プラン

間口 1.8m × 高さ 2.7m **32,400 円**

チャレンジ応援プラン

間口 1.8m × 高さ 2.7m **10,800 円**

【コラボ割】

※コラボ割の相手企業をご記入ください。

コラボ割 有・無

企業名

【どんな方の来場を希望しますか】

来場募集の参考にします。

- ビジネスパーソン
- (サービス IT・情報通信 建設・不動産 エネルギー・環境 商社・卸売・小売 医療・福祉・健康 製造業 官公庁・教育機関・その他)
- 一般 学生

※振込手数料については出展者にてご負担願います。出展申込書にご記入いただいた内容は、主催者・主管が「出展確認、出展者への連絡、ガイドブック・HPへの掲載、SNSへの掲載及び今後の主催者実施事業のご案内」の目的にて使用いたします。

■ 会場小間の割り当て

申込小間数、出展商品・品目、及び実演の有無などを勘案した上、事務局にて決定いたします。なお、変更の申し出、及び小間割りに関する苦情等は一切受けつけません。ただし、小間位置の決定後でも、会場の都合等により小間の位置を変更していただく場合がありますことをご了承願います。

■ その他

- 物品販売を目的とした出展はできません。
- 主催者は、天災その他やむを得ない事情により、この見本市を変更あるいは中止することがあります。この場合、見本市の変更または中止によって生じた損害について、主催者はいかなる賠償責任も負いません。ただし、見本市が中止された場合に限り、既に納入済みの出展料金の全部または一部(必要経費を差し引いた残額)を返還(出展契約が成立し、請求中の場合は請求額の変更)する場合があります。
- 主催者は、展示物・商品の紛失、盗難、損傷、輸送事故、来場者の取り扱い不注意など不可抗力による損害について、いかなる賠償責任も負いません。必要に応じて保険をかけるなど出展者で適切な対策をとってください。
- 主催者は、見本市会期中、会期後の商談・契約内容に関してはその責任を一切負いません。
- 出展者は、出展物の説明資料、製品見本等を配布する場合は、自己の小間内で行ってください。
- 出展者は、その従業員・関係者及び出展者が手配した代理店、装飾・運送会社等の不注意などによって生じた損害について、責任を負うものとします。
- 会場の照度は約800ルクス～1000ルクスとなっております。それ以上の照度が必要な場合は、出展者で照明器具等をご手配願います。
- 新アイデアを利用した製品・商品などの出展については、本見本市出展前に特許庁への出願をおすすめします。ただし、本見本市への出展物については、特許法第30条第3項等の規定に基づき、「新規性の喪失の例外」の適用を受けることができます。会期前に特許出願が間に合わず、前述の規定適用を希望される場合は、必ず事前に実行委員会事務局までご相談ください。